令和５年度用

認可外保育施設立入調査調書

１日に保育する乳幼児の数が６人以上の施設用

施設の名称		管理者名	
設置者名		調書作成者 職・氏名	
施設所在地	（〒　　－　　） （TEL　　－　　－　　）	作成年月日	年　　月　　日

立入調査に係る連絡先（※上記と連絡先が異なる場合に記入）

所属・部署名	担当者　職・氏名	電話番号

認可外保育施設運営受託者（※運営委託を行っている場合に記入）

運営受託者名	住所

添付書類		
No.	本調書（別表１～３を含む）と併せて提出してください	チェック欄
1	認可外保育施設運営状況報告書の写し	
2	建物の構造、面積を確認できる書類（平面図等） ※届出時からレイアウト等を変更している場合は、最新のもの	
3	契約時に利用者に交付する書類一式 （園のしおり又はパンフレット、重要事項説明書、料金表、利用契約書のひな型等）	
4	保育する乳幼児に関して契約している保険契約書の写し	
5	運営委託契約書の写し（※運営委託を行っている場合）	
6	その他、健康福祉センターが提出を求める書類	

※ この調書については、特に指定のあるもの以外は、原則として”当該年度”の状況について記載してください。

前回立入調査の指導事項についての改善状況

〔前回立入調査実施年月日：　　年　　月　　日〕

指 導 事 項	現在までの改善状況 （未改善の場合はその理由及び今後の改善計画）

（注）文書指導及び口頭指導のあった事項について記入してください。

1　根拠法令・通知等の略称について

立入調査調書における根拠法令等の略称の正式名称は以下のとおりです。

調書中の略称	正式名称
法	児童福祉法
土砂災害防止法	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
規則	児童福祉法施行規則
児童福祉施設設備運営基準	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）
家庭的保育事業等設備運営基準	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年4月30日厚生労働省令第61号）
指導監督指針	「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日付け雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別紙「認可外保育施設指導監督の指針」
指導監督基準	「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日付け雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別添「認可外保育施設指導監督基準」
事故防止等ガイドライン	教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故防止のための取組み】～施設・事業者向け～（平成28年3月）
虐待防止ガイドライン	保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（令和5年5月　こども家庭庁）
雇児総発0909第2号	「児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」（平成28年9月9日付け雇児総発0909第2号）
ライフライン点検事務連絡	「社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検について」（平成30年10月19日　事務連絡）
府子本第912号ほか通知	「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（平成29年11月10日　府子本第912号ほか通知）
健発第0222002号ほか通知	「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」（平成17年2月22日　健発第0222002号ほか通知）
検証報告書	「認可外保育施設において発生した0歳児の死亡事例検証報告書」（平成30年3月9日　千葉県社会福祉審議会）

2　判定区分について

（1）判定の内容

判定区分	内　容
A	指導監督基準を満たしている事項
B	指導監督基準を満たしていないが、比較的軽微な事項であって改善が容易と考えられるもの
C	指導監督基準を満たしていない事項で、B判定以外のもの

（2）指導の基準

B判定の事項については口頭指導により対応することとし、C判定の事項については文書指導により対応することを原則とすること。ただし、B判定に該当する事項であっても、以前の立入調査において指摘がなされたことがあり、新たな立入調査によっても再度指摘がなされる場合など、児童の安全確保の観点から特に注意を促す必要がある場合には、文書指導を行うものとする。

また、判定区分が記載されていない事項については、助言とする。

１日に保育する乳幼児の数が６人以上の施設用

※斜字は認可外保育施設指導監督基準に記載以外の事項

指導監督基準	調査事項	調査内容	評価事項	自主点検欄 ※該当ない項目は記載不要	根拠法令等 ※指導監督基準記載以外の根拠のみ掲載	判定区分	
						B	C
第１　保育に従事する者の数及び資格	１　保育に従事する者の数 〇乳児 おおむね３人につき１人以上 〇幼児 ・１、２歳児 おおむね６人につき１人以上 ・３歳児 おおむね20人につき１人以上 ・４歳児以上 おおむね30人につき1人以上 ※　以下、乳児及び幼児を総称する場合は、「乳幼児」とする。 〔考え方〕 ここでいう保育に従事する者は、その勤務時間を常勤職員に換算（有資格者、その他の職員別にそれぞれの勤務延べ時間数の合計を８時間で除して常勤職員数とみなす。）して上記の人数を確保すること。	保育に従事する者の必要数の算出 ※ 以下、必要数の算出は年齢区分別に小数点１桁（小数点２桁以下を切り捨て）目までを算出し、その合計の端数（小数点１桁）を四捨五入する。					
		a　調査日の属する月を基準月とし、月極めの利用契約乳幼児数を基礎とする。（以下「基礎乳幼児数」という。）	・主たる開所時間において、月極契約乳幼児数に対して保育に従事する者が不足していないか。	□ 充足　□ 不足		－	○
		b　時間預かり（一時預かり）がある場合は、基礎乳幼児数に時間預かりの乳幼児数を加えること。（以下「総乳幼児数」という。）	・主たる開所時間において、総乳幼児数に対して保育に従事する者が不足していないか。 〔保育に従事する者が不足するような場合には、乳幼児の受入を断っているか。〕	□ 充足　□ 不足		○	－
		c　常時、保育に従事する者が、複数配置されているか。また、主たる開所時間を超える時間帯については、現に保育されている乳幼児が１人である場合を除き、常時、２人以上の保育に従事する者を配置しているか。	・契約乳幼児の在籍時間帯に保育に従事する者が１人勤務の時間帯がないか。ただし、主たる開所時間を超える時間帯について、現に保育されている乳幼児が１人である場合を除く。 また、１日に保育する乳幼児の数が６人以上19人以下の施設については、複数の乳児を保育する時間帯を除き、保育に従事する者が１人となる時間帯を最小限とすることや、他の職員を配置するなど安全面に配慮することにより、常時、２人以上の保育に従事する者を配置しないことができる。	□ ない　□ ある		－	○

指導監督基準	調査事項	調査内容	評価事項	自主点検欄 ※該当ない項目は記載不要	根拠法令等 ※指導監督基準記載以外の根拠のみ掲載	判定区分	
						B	C
第1 保育に従事する者の数及び資格	2　保育に従事する者の有資格者の数 〔考え方〕 ここでいう有資格者は、保育士（国家戦略特別区域法第12条の５第５項に規定する事業実施区域内にある施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下同じ。）又は看護師（准看護師を含む。以下同じ。）の資格を有する者をいう。 ※指導基準第１の調査事項３により評価を行う場合は、本項目は適用しない。	有資格者の数が保育に従事する者の必要数の３分の１（保育に従事する者が２人の施設又は１のｃにより１人が配置されている時間帯については１人）以上いるか。 a　月極契約乳幼児数に対する有資格者の数	・月極契約乳幼児数に対する保育に従事する者の数について、有資格者が不足していないか。	□ 充足　□ 不足		－	○
		b　総乳幼児数に対する有資格者の数 ※ 有資格者の数の算出に当たっては、小数点１桁を四捨五入	・総乳幼児数に対する保育に従事する者の数について、有資格者が不足していないか。 〔有資格者が不足するような場合には、乳幼児の受入を断っているか。〕	□ 充足　□ 不足		○	－
	3 国家戦略特別区域法第８条第７項の内閣総理大臣の認定を受けた国家戦略特別区域内に所在する施設における指導基準第１の調査事項２に係る特例	a　過去３年間に保育した乳幼児のおおむね半数以上が外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）であり、かつ、現に保育する乳幼児のおおむね半数以上が外国人であるか。	・過去３年間に保育した乳幼児のおおむね半数以上が外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）ではない。または、現に保育する乳幼児のおおむね半数以上が外国人ではない。	□ ある　□ ない		－	○
		b　外国の保育資格を有する者その他外国人である乳幼児の保育について十分な知識経験を有すると認められる者を十分な数配置しているか。	・外国の保育資格を有する者その他外国人である乳幼児の保育について十分な知識経験を有すると認められる者を十分な数配置していない。	□ いる　□ いない		－	○
		c　保育士の資格を有する者を１人以上配置しているか。	・保育士の資格を有する者を１人以上配置していない。	□ いる　□ いない		－	○
	4　保育士の名称 〔考え方〕 資格証の有無について原本又は写しを確認すること。資格証を紛失している場合、再発行の手続きをすること。	a　保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称で使用していないか。	・左記の事項につき、違反がないか。	□ ない　□ ある		－	○
		b　国家戦略特別区域限定保育士が、その業務に関して国家戦略特別区域限定保育士の名称を表示するときに、その資格を得た事業実施区域を明示し、当該事業実施区域以外の区域を表示していないか。	・左記の事項につき、違反がないか。	□ ない　□ ある		○	－

指導監督基準	調査事項	調査内容	評価事項	自主点検欄 ※該当ない項目は記載不要	根拠法令等 ※指導監督基準記載以外の根拠のみ掲載	判定区分	
						B	C
第２ 保育室等の構造、設備及び面積	1　保育室の面積 〔考え方〕 保育室面積： 当該保育施設において、保育室として使用している部屋の面積。調理室や便所、浴室等は含まない。	保育室の面積は、おおむね入所乳幼児１人当たり1.65㎡以上確保されているか。					
			・保育室の面積	㎡		－	－
		a　月極契約乳幼児数についての１人当たりの面積	・不足していないか。	□ 充足　□ 不足		－	○
		b　総乳幼児数についての１人当たりの面積	・不足していないか。 〔総乳幼児数に対して保育室面積が不足するような場合には、乳幼児の受入を断っているか。〕	□ 充足　□ 不足		○	－
	2　調理室の有無 〔考え方〕 給食を施設外で調理している場合、家庭からの弁当の持参を行っている場合等は、加熱、保存、配膳等のために必要な調理機能を有していることが求められる。	a　調理室は、当該施設内にあって専用のものであるか。又は、施設外共同使用であるが、必要な時に利用できるか。	・調理室（施設外調理等の場合にあっては必要な調理機能）があるか。	□ ある　□ ない		－	○
			・調理室が、乳幼児が保育室から簡単に立ち入ることができないよう区画等しているか。 〔調理機能のみを有している場合にあっても、衛生や乳幼児の安全が十分確保される状態としているか。〕	□ いる　□ いない		－	○
			・区画はあるが、扉が閉められていない等運用面の注意を要する事項はないか。	□ ない　□ ある		○	－
			・衛生的な状態を保っているか。 〔原則として、Ｃ判定区分とするが、清掃方法の見直し等軽微な改善指導については、Ｂ判定区分としてよい。〕	□ いる　□ いない		－	○
	3　おおむね１歳未満児とその他の幼児の保育場所とが区画されかつ安全性が確保	a　おおむね１歳未満児の保育を行う場所とその他の幼児の保育を行う場所は、別の部屋であることが望ましいが、部屋を別にできない場合は、ベビーフェンス、ベビーベッド等で区画すること。	・区画しているか。（保育場所が別の部屋であるか、又はベビーフェンス、ベビーベッド等で区画しているか。）	□ いる　□ いない		－	○
			・区画が不十分ではないか。（ベビーフェンス等があっても、十分活用していないことはないか。）	□ 十分　□ 不十分		○	－

指導監督基準	調査事項	調査内容	評価事項	自主点検欄 ※該当ない項目は記載不要	根拠法令等 ※指導監督基準記載以外の根拠のみ掲載	判定区分	
						B	C
第２　保育室等の構造、設備及び面積	４　保育室の採光及び換気の確保、安全性の確保	a　採光が確保されているか。	・窓等採光に有効な開口部があるか。 〔建築基準法第28条第１項及び同法施行令第19条の規定（認可保育所の保育室の採光）に準じ、窓等採光に有効な開口部の面積が床面積の５分の１以上であることが望ましい。〕	□ある　□ない		－	○
		b　換気が確保されているか。	・窓等換気に有効な開口部があるか。 〔建築基準法第28条第２項の規定（居室の換気）に準じ、窓等換気に有効な開口部の面積が床面積の20分の１以上であるか、これに相当する換気設備があることが望ましい。〕	□ある　□ない		－	○
		c　乳幼児用ベッドの使用に当たっては、同一の乳幼児用ベッドに２人以上の乳幼児を寝かせていないか。	・同一の乳幼児用ベッドに２人以上の乳幼児を寝かせることがないか。	□ない　□ある		－	○
	５　便所 (1) 便所の手洗設備 便所と保育室及び調理室との区画 便所の安全な使用の確保	a　便所用の手洗設備が設けられているだけでなく、衛生的に管理されているか。	・便所用の手洗設備を設けているか。	□いる　□いない		－	○
		b　便所は、乳幼児が安全に使用するのに適当なものであるか。	・手洗設備が不衛生ではないか。（十分に清掃がなされているか。石けんがあるかなど。）	□適　□不適		○	－
			・便所及び手洗設備は、乳幼児が安全に使用できるものであるか。	□ある　□ない		－	－
		c　便所は保育室及び調理室と区画され衛生上問題がないか。	・便所を、保育室及び調理室と区画しているか。	□いる　□いない		－	○
			・便所が不衛生ではないか。（十分に清掃しているか。）	□適　□不適		○	－
	(2) 便器の数	a　便器の数が、おおむね幼児20人につき１以上であるか。 ※ 特に支障がない場合 便所が同一階にあり、共同使用しても必要数を確保でき、衛生上問題ないこと。	・基準より便器の数が大きく不足していないか。	□いない　□いる		－	○

指導監督基準	調査事項	調査内容	評価事項	自主点検欄 ※該当ない項目は記載不要	根拠法令等 ※指導監督基準記載以外の根拠のみ掲載	判定区分	
						B	C
第３ 非常災害に対する措置	1　消火用具・非常口の設置 (1) 消火用具の設置	a　消火用具が設置されているか。	・消火用具がない又は消火用具の機能が失効していないか。	□ いない □ いる		－	○
		b　職員が消火用具の設置場所及びその使用方法を知っているか。	・消火用具の設置場所等を職員に周知しているか。	□ いる □ いない		○	－
	(2) 非常口の設置	a　非常口は、火災等非常時に入所（利用）乳幼児の避難に有効な位置に、適切に設置されているか。	・保育室を１階に設けている場合、適切な退避用経路があるか。	□ ある □ ない		－	○
		b　非常口の表示等は適切か。 ※ ２階以上の施設については、指導基準第４により評価を行うものとする。	・避難口誘導灯、通路誘導灯及び誘導標式の設置状況は適切か。	□ 適 □ 不適	消防法施行令第26条	－	－
	2　非常災害に対する計画の策定・避難消火等の訓練 (1) 非常災害に対する具体的計画（消防計画等）の策定	a　【収容人員30人以上の施設】 具体的計画＝消防計画が適正に作成され届出が行われているか。 ※ 消防法上、収容人員（職員を含む。以下同じ。）30人以上の施設については、作成及び届出の義務がある。 ※ 消防計画の内容に変更の必要がある場合は、変更届の提出を行うものとする。	【収容人員30人以上の施設】 ・具体的計画（消防計画）を作成、届出をしているか。 ・所轄消防署への届出年月日	□ いる □ いない 年　月　日		－	○
		【収容人員30人未満の施設】 災害の発生に備え、緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担等が記された計画が策定されているか。 ※ 消防計画が作成されている場合は消防計画で可能。収容人員30人未満の施設であっても、乳幼児の安全確保の観点から消防計画の作成・届出が望ましい。	【収容人員30人未満の施設】 ・具体的計画を作成しているか。 ・所轄消防署への届出年月日	□ いる □ いない 年　月　日	消防法施行規則第3条	－	○
		b　火災に対処するための計画のみではなく、水害・土砂災害、地震等に対処するための計画（非常災害対策計画）を施設の状況や地域の状況を踏まえて策定しているか。	・策定しているか。	□ いる □ いない	雇児総発0909第2号	－	－

指導監督基準	調査事項	調査内容	評価事項	自主点検欄 ※該当ない項目は記載不要	根拠法令等 ※指導監督基準記載以外の根拠のみ掲載	判定区分	
						B	C
第３　非常災害に対する措置		c　防火管理者の選任、届出が行われているか。 ※ 認可外保育施設も消防法上の児童福祉施設とみなされるため、収容人員30人以上の施設は、防火管理者の選任、届出を行わなければならない。収容人員30人未満の施設であっても乳幼児の安全確保の観点から、届出を行うことが望ましい。	・収容人員30人以上の施設であって選任、届出をしているか。 ・収容人員30人未満の施設であっても、選任・届出をしているか。 ・所轄消防署への届出年月日	□ いる　□ いない □ いる　□ いない 年　月　日	消防法第8条	－ －	○ －
		d　浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内に所在し、市町村地域防災計画に要配慮者利用施設として定められている場合、避難確保計画を作成し、市町村に報告しているか。 ※ 洪水時等の避難確保計画の内容に変更の必要がある場合は、変更届の提出を行う。	・作成・報告を行っているか。 ・市町村長への報告年月日	□ いる　□ いない 年　月　日	水防法第15条の3 土砂災害防止法第8条の2	－	－
	(2) 避難消火等の訓練の毎月１回以上の実施	a　避難及び消火に対する訓練は毎月定期的に行われているか。 ※ 訓練内容は、消火活動、通報連絡及び避難誘導等の実地訓練を原則とする。	・訓練を１年以内に１回も実施していないことはないか。 ・訓練をおおむね毎月実施しているか。	□ 実施有□ 実施無 □ 毎月 □ 未実施有		－ ○	○ －
	(3) 洪水時等の円滑な避難の確保のための訓練の実施	a　浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の施設において、避難訓練が計画どおり実施されているか。	・避難訓練を計画どおり実施しているか。	□ 実施有□ 実施無	水防法第15条の3 土砂災害防止法第8条の2	－	－
	(4) 緊急時の対応や職員の役割分担等に関するマニュアルの作成等	a　緊急時の対応や職員の役割分担等に関するマニュアルが作成されているか。 b　保護者との連絡体制や引渡し方法等に関する確認等に努めているか。	・作成しているか。 ・確認等に努めているか。	□ いる　□ いない □ いる　□ いない		－ －	－ －
	(5) 避難経路、避難時の事務分担表の掲示等	a　避難経路等の掲示が適切に行われているか。	・避難経路、避難時の事務分担表を見える場所に掲示しているか。	□ いる　□ いない		－	－
	(6) ライフライン等が寸断された場合の対策状況	a　停電、断水、ガスや通信等ライフラインが寸断された場合を想定した備蓄等（照明、防寒具、飲料水、バッテリー、食料等）を行っているか。	・対策を行っているか。	□ いる　□ いない	ライフライン点検事務連絡	－	－

指導監督基準	調査事項	調査内容	評価事項	自主点検欄 ※該当ない項目は記載不要	根拠法令等 ※指導監督基準記載以外の根拠のみ掲載	判定区分	
						B	C
第４　保育室を２階以上に設ける場合の条件	1　保育室が２階の場合の条件	a　保育室その他乳幼児が出入りし又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備を備えているか。	・転落防止設備を設置しているか。	□ いる　□ いない		－	○
		b　耐火建築物若しくは準耐火建築物又は乳幼児の避難に適した構造の施設若しくは設備のいずれかを満たしているか。 なお、保育室を２階に設ける建物が右記イ及びロのいずれも満たさない場合においては、指導基準第３に規定する設備の設置及び訓練の実施に特に留意すること。 ※ 保育室等の室内面の材質確認は、外観では判別が難しいので、建築図面等で確認すること。	・下記のイ及びロのいずれかを満たしているか。又は、指導基準第３に規定する設備の設置及び訓練の実施をしているか。 イ　建築基準法第２条第９号の２に規定する耐火建築物又は同条第９号の３に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。 ロ　下表の左欄に掲げる区分ごとに、右欄に掲げる施設又は設備（乳幼児の避難に適した構造のものに限る。）がそれぞれ１以上設けられていること。	□ いる　□ いない		－	○

常用	①	屋内階段
	②	屋外階段
避難用	①	建築基準法施行令第123条第１項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第３項に規定する構造の屋内特別避難階段
	②	待避上有効なバルコニー
	③	建築基準法第２条第７号の２に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備
	④	屋外階段

指導監督基準	調査事項	調査内容	評価事項	自主点検欄 ※該当ない項目は記載不要	根拠法令等 ※指導監督基準記載以外の根拠のみ掲載	判定区分	
						B	C
第４　保育室を２階以上に設ける場合の条件	２　保育室が３階の場合の条件	a　耐火建築物であるか。	・建築基準法第２条第９号の２に規定する耐火建築物であるか。（準耐火建築物は不可）	□ 耐火 □ 耐火以外		－	○
		b　乳幼児の避難に適した構造の施設又は設備があるか。	・下表の左欄に掲げる区分ごとに、右欄に掲げる施設又は設備（乳幼児の避難に適した構造のものに限る。）をそれぞれ１以上設けているか。 常用 ① 建築基準法施行令第123条第１項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第３項に規定する構造の屋内特別避難階段 常用 ② 屋外階段 避難用 ① 建築基準法施行令第123条第１項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第３項に規定する構造の屋内特別避難階段 避難用 ② 建築基準法第２条第７号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 避難用 ③ 屋外階段	□ いる　□ いない		－	○
		c　避難に適した構造の施設又は設備は保育室の各部分から歩行距離30m以内にあるか。	・避難に適した構造の施設又は設備は保育室の各部分から歩行距離30m以内にあるか。	□ ある　□ ない		－	○
		d　調理室は床又は壁が耐火構造で戸が防火戸であるか。 ※ ダンパー：ボイラーなどの煙道や空調装置の空気通路に設けて、煙の排出量、空気の流量を調節するための装置のこと。	・以下に掲げる施設又は設備のうち該当するものが一つ以上あるか。 ① 保育施設の調理室以外の部分と調理室を建築基準法第２条第７号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第１項に規定する特定防火設備で区画し、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられている。 ② 調理室にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている。 ③ 調理室において調理用器具の種類に応じ有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている。	□ ある　□ ない		－	○

指導監督基準	調査事項	調査内容	評価事項	自主点検欄 ※該当ない項目は記載不要	根拠法令等 ※指導監督基準記載以外の根拠のみ掲載	判定区分	
						B	C
第４　保育室を２階以上に設ける場合の条件		e　保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしているか。	・左記eを満たしているか。	□ いる　□ いない		－	○
		f　保育室その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられているか。	・転落防止設備を設置しているか。 ・転落防止設備が活用されていない等運用面で注意を要する事項がないか。	□ いる　□ いない □ ない　□ ある		－ ○	○ －
		g　非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関への通報設備（電話で可）があるか。 ※ 非常警報器具：警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレン等のこと。 ※ 非常警報設備：非常ベル、自動式サイレン、放送設備等のこと。	・左記gを満たしているか。	□ いる　□ いない		－	○
		h　カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理されているか。	・左記hを満たしているか。 〔防炎物品の表示にも努めること。〕	□ いる　□ いない		－	○
	３　保育室が４階以上の場合の条件	a　耐火建築物であるか。	・建築基準法第２条第９号の２に規定する耐火建築物であるか。（準耐火建築物は不可）	□ 耐火 □ 耐火以外		－	○
		b　乳幼児の避難に適した構造の施設又は設備があるか。	・下表の左欄に掲げる区分ごとに、右欄に掲げる施設又は設備（乳幼児の避難に適した構造のものに限る。）をそれぞれ１以上設けているか。	□ いる　□ いない		－	○

常用	①	建築基準法施行令第123条第１項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第３項に規定する構造の屋内特別避難階段
	②	建築基準法施行令第123条第２項に規定する構造の屋外避難階段
避難用	①	建築基準法施行令第123条第１項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第３項に規定する構造の屋内特別避難階段（ただし、同条第１項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の１階から保育室が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第３項第２号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第３項第３号、第４号及び第10号を満たすものとする。）
	②	建築基準法第２条第７号に規定する耐火構造の屋外傾斜路
	③	建築基準法施行令第123条第２項に規定する構造の屋外避難階段

指導監督基準	調査事項	調査内容	評価事項	自主点検欄 ※該当ない項目は記載不要	根拠法令等 ※指導監督基準記載以外の根拠のみ掲載	判定区分	
						B	C
第４　保育室を２階以上に設ける場合の条件		c　避難に適した構造の施設又は設備は保育室の各部分から歩行距離30m以内にあるか。	・ 避難に適した構造の施設又は設備は保育室の各部分から歩行距離30m以内にあるか。	□ ある　□ ない		－	○
		d　調理室は床又は壁が耐火構造で戸が防火戸であるか。 ※ ダンパー：ボイラーなどの煙道や空調装置の空気通路に設けて、煙の排出量、空気の流量を調節するための装置のこと。	・ 以下に掲げる施設又は設備のうち該当するものが一つ以上あるか。 ① 保育施設の調理室以外の部分と調理室を建築基準法第２条第７号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第１項に規定する特定防火設備で区画し、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられている。 ② 調理室にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている。 ③ 調理室において調理用器具の種類に応じ有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている。	□ ある　□ ない		－	○
		e　保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしているか。	・ 左記eを満たしているか。	□ いる　□ いない		－	○
		f　保育室その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられているか。	・ 転落防止設備を設置しているか。 ・ 転落防止設備が活用されていない等運用面で注意を要する事項がないか。	□ いる　□ いない □ ない　□ ある		－ ○	○ －
		g　非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関への通報設備（電話で可）があるか。 ※ 非常警報器具：警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレン等のこと。 ※ 非常警報設備：非常ベル、自動式サイレン、放送設備等のこと。	・ 左記gを満たしているか。	□ いる　□ いない		－	○
		h　カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理されているか。	・ 左記hを満たしているか。 〔防炎物品の表示にも努めること。〕	□ いる　□ いない		－	○

指導監督基準	調査事項	調査内容	評価事項	自主点検欄 ※該当ない項目は記載不要	根拠法令等 ※指導監督基準記載以外の根拠のみ掲載	判定区分	
						B	C
第5 保育内容	1 保育の内容 ※ 保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）を踏まえた適切な保育が行われているか。	a 乳幼児一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、保育内容を工夫しているか。	・左記b～dの事項を満たしているか。（実際の指導等は、b～dの事項について、それぞれ実施する。）	－		－	－
		b 乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等をバランスよく組み合わせた健康的な生活リズムが保たれるように、十分に配慮がなされた保育の計画を定め実行しているか。					
		(a) カリキュラムが、乳幼児の日々の生活リズムに沿って設定されているか。	・デイリープログラム等を作成しているか。	□ いる □ いない		－	○
		(b) 必要に応じ入所（利用）乳幼児に入浴又は清拭をし、身体の清潔が保たれているか。	・汚れた時の処置が不適当ではないか。 〔特に注意を要するものについては、文書指導となる。〕	□ 適 □ 不適		○	－
		(c) 沐浴、外気浴、遊び、運動、睡眠等に配慮しているか。	・屋外遊戯の機会を適切に確保しているか。（幼児）	□ いる □ いない		○	－
		(d) 外遊びなど、戸外で活動できる環境が確保されているか。	・外気浴の機会を適切に確保しているか。（乳児） 〔特に注意を要するものについては、文書指導となる。〕	□ いる □ いない		○	－
		c 漫然と乳幼児にテレビを見せ続けるなど、乳幼児への関わりが少ない「放任的」な保育になっていないか。	・テレビやビデオを見せ続けていないか。	□ いない □ いる		○	－
			・一人一人の乳幼児に対してきめ細かくかつ相互応答的に関わっているか。 〔特に注意を要するものについては、文書指導となる。〕	□ いる □ いない		○	－
		d 必要な遊具、保育用品等が備えられているか。 ※テレビは含まない。	・遊具があるか。	□ ある □ ない		－	○
			・遊具につき、改善を要する点がないか。 〔年齢に応じた玩具が備えられていない、衛生面に問題がある等。〕	□ ない □ ある		○	－
			・大型遊具を備える場合にあっては、その安全性に問題がないか。	□ ない □ ある		－	○

指導監督基準	調査事項	調査内容	評価事項	自主点検欄 ※該当ない項目は記載不要	根拠法令等 ※指導監督基準記載以外の根拠のみ掲載	判定区分	
						B	C
第5 保育内容	2　保育に従事する者の保育姿勢等 (1) 保育に従事する者の人間性と専門性の向上	a　乳幼児の最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として、適切な姿勢であるか。特に、施設の運営管理の任にあたる施設長については、その職責にかんがみ、資質の向上、適格性の確保が求められること。 b　保育所保育指針を理解する機会を設けるなど、保育に従事する者の人間性と専門性の向上を図るよう努めているか。	・施設内研修の機会を設けるなど、保育に従事する者の質の向上に努めているか。	□ いる　□ いない		○	－
		c　保育中の事故防止、衛生管理及び救急救命等について、施設・職員間で研修等により周知されているか。	・研修等により周知しているか。	□ いる　□ いない		－	－
	(2) 乳幼児の人権に対する十分な配慮	a　乳幼児に身体的苦痛を与えることや、人格を辱めることがないなど、乳幼児の人権に十分配慮がなされているか。	・配慮に欠けていないか。 （例）しつけと称するか否かを問わず 乳幼児に身体的苦痛を与えている。 いわゆるネグレクトや差別的処遇、 言葉の暴力が見られる。等	□ いない　□ いる		－	○
	(3) 児童相談所等の専門的機関との連携	a　入所（利用）乳幼児について、虐待等不適切な養育が疑われる場合に、児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制がとられているか。 ※ 虐待が疑われる場合だけでなく、心身の発達に遅れが見られる場合、社会的援助が必要な家庭状況である場合等においても、専門的機関に対し適切な連絡に努めること。	・虐待等不適切な養育が疑われる場合に専門的機関への通告等を行っているか。	□ いる　□ いない	虐待防止ガイドライン	－	○
		b　虐待等を発見した場合の対応方法や連絡先が施設・職員間で周知されているか。	・施設・職員間で周知しているか。	□ いる　□ いない		－	－

指導監督基準	調査事項	調査内容	評価事項	自主点検欄 ※該当ない項目は記載不要	根拠法令等 ※指導監督基準記載以外の根拠のみ掲載	判定区分	
						B	C
第5 保育内容	3　保護者との連絡等 (1) 保護者と密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育の実施	a　連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での乳幼児の様子を、施設からは施設での乳幼児の様子を連絡しているか。	・可能な限り、保護者と密接な連絡を取ることを心がけているか。	□ いる　□ いない		○	－
	(2) 保護者との緊急時の連絡体制	a　緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡表が整備され、全ての保育に従事する者が容易にわかるようにされているか。 ※ 消防署、病院等の連絡先一覧表等も併せて整備すること。	・保護者の緊急連絡表を整備しているか。	□ いる　□ いない		－	○
	(3) 保育室の見学	a　保護者や利用希望者等から乳幼児の保育の様子や施設の状況を確認する要望があった場合には、乳幼児の安全確保等に配慮しつつ、保育室などの見学が行えるように適切に対応しているか。	・保護者等からの要望があった場合に、乳幼児の安全確保、保育の実施等に支障のない範囲で、これらの要望に適切に対応しているか。	□ いる　□ いない		○	－
第6 給食	1　衛生管理の状況 調理室、調理、配膳、食器等の適切な衛生管理	a　食器類やふきん、まな板、なべ等は十分に殺菌したものを使用しているか。 また、哺乳ビンは使用するごとによく洗い、滅菌しているか。	・使用するごとによく洗っているか。 十分な殺菌並びに滅菌を行っているか。	□ いる　□ いない		－	○
		b　調理室が清潔に保たれているか。 c　調理方法が衛生的であるか。 d　配膳が衛生的であるか。	・汚れていないか。又は、残飯等を放置していないか。 ・不適切な事項がないか。	□ いない □ いる □ ない　□ ある		－ ○	○ －
		e　食事時、食器類や哺乳ビンは、乳幼児や保育に従事する者の間で共用されていないか。	・（十分な消毒を行わずに）共用していないか。	□ いない □ いる		○	－
		f　原材料、調理済み食品（持参による弁当、仕出し弁当、離乳食も含む。）について腐敗、変質しないよう冷凍又は冷蔵設備等を利用する等適当な措置を講じているか。	・冷凍・冷蔵設備があるか。その他、食品の保存に関し、適切であるか。	□ ある　□ ない		－	○

指導監督基準	調査事項	調査内容	評価事項	自主点検欄 ※該当ない項目は記載不要	根拠法令等 ※指導監督基準記載以外の根拠のみ掲載	判定区分	
						B	C
第6 給食	2　食事内容等の状況 (1) 乳幼児の年齢や発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容	a　乳児の食事を幼児の食事と区別して実施しているか。 b　健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容か。	・配慮しているか。	□ いる　□ いない		－	○
		c　〔市販の弁当等の場合〕 乳幼児に適した内容であるか。	・配慮しているか。	□ いる　□ いない		－	○
		d　乳児にミルクを与えた場合は、ゲップをさせるなどの授乳後の処置が行われているか。また、離乳食摂取後の乳児についても食事後の状況に注意が払われているか。	・乳児に対する配慮を適切に行っているか。	□ いる　□ いない		－	○
	(2) 献立に従った調理	a　食事摂取基準、乳幼児の嗜好を踏まえ変化のある献立により、一定期間の献立表を作成し、この献立に基づき調理がされているか。	・献立を作成しているか。 ・献立に従った調理を適切に行っているか。	□ いる　□ いない □ いる　□ いない		－ ○	○ －
第7 健康管理・安全確保	1　乳幼児の健康状態の観察 登園、降園の際、乳幼児一人一人の健康状態の観察	a　登園の際、健康状態の観察及び、保護者からの乳幼児の報告を受けているか。 ※ 体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等	・十分な観察を行っているか。 ・保護者から報告（連絡帳を活用することを含む。）を受けているか。	□ いる　□ いない □ いる　□ いない		○ ○	－ －
		b　降園の際、登園時と同様の健康状態の観察が行われているか。保護者へ乳幼児の状態を報告しているか。	・十分な観察を行っているか。 ・注意が必要である場合において保護者等にその旨を報告しているか。	□ いる　□ いない □ いる　□ いない		○ －	－ ○
	2　乳幼児の発育チェック	a　身長や体重の測定など、基本的な発育チェックを毎月定期的に行っているか。 ※ 継続して保育している児童を対象とする。	・基本的な発育チェックを行っているか。 ・基本的な発育チェックを毎月行っているか。	□ 実施有 □ 実施無 □ 毎月 □ 未実施有		－ ○	○ －

指導監督基準	調査事項	調査内容	評価事項	自主点検欄 ※該当ない項目は記載不要	根拠法令等 ※指導監督基準記載以外の根拠のみ掲載	判定区分	
						B	C
第７　健康管理・安全確保	３　乳幼児の健康診断 継続して保育している乳幼児の健康診断を入所（利用開始）時及び１年に２回、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて実施	a　乳幼児の健康状態の確認のため、入所（利用）児の健康診断はなるべく入所（利用）決定前に実施し、未実施の場合は入所（利用開始）後直ちに行っているか。	・入所（利用開始）時に実施しているか。 ただし、保護者からの健康診断結果の提出がある場合等は、これにより入所（利用開始）時の健康診断がなされたものとみなしてよい。	□ いる　□ いない		－	○
		b　１年に２回の健康診断が実施されているか。（おおむね６月毎に実施） ※ 施設において直接実施できない場合は、保護者から健康診断書又は母子健康手帳の写しの提出を受けること。	・実施しているか。 ・１年に２回実施しているか。 ・健康診断の内容が不十分又は記録に不備がないか。	□ 実施有　□ 実施無 □ ２回　□ １回 □ ない　□ ある		－ ○ ○	○ － －
		c　入所（利用開始）後の乳幼児の体質、かかりつけ医の確認、緊急時に備えた保育施設付近の病院関係の一覧を作成し、全ての保育に従事する者への周知が行われているか。	・緊急時に備えた保育施設付近の病院関係の一覧を作成しているか。 ・職員への周知状況の不徹底等対応が不十分なことはないか。	□ いる　□ いない □ ない　□ ある		－ ○	○ －
		d　乳幼児の健康状況等について、入所（利用開始）時に保護者に十分確認しているか。	・母子手帳の写し等を受領するのみではなく、保護者へのヒアリング等による確認を行っているか。	□ いる　□ いない	（参考）検証報告書	－	－
	４　職員の健康診断	a　職員の健康診断を採用時及び１年に１回実施しているか。 ※ 職員の対象は、労働安全衛生規則に基づき、常時使用する職員とする。 なお、非常勤職員のうち契約期間が１年以上（の見込み）で、労働時間が常勤職員の3/4以上勤務している職員についても対象とする。	・実施しているか。	□ いる　□ いない		－	○
		b　調理に携わる職員には、おおむね月１回検便を実施しているか。 （参考）「社会福祉施設等における衛生管理について」（平成9年3月31日社援施第65号通知）別添大量調理施設衛生管理マニュアル	・実施しているか。 ・おおむね月１回の検便を実施しているか。	□ いる　□ いない □ いる　□ いない		－ ○	○ －
	５　医薬品等の整備	a　必要な医薬品その他の医療品が備えられているか。 ※ 最低限必要なもの：体温計、水まくら、消毒薬、絆創膏類	・左記の最低限必要な医薬品、医療品があるか。	□ ある　□ ない		○	－

指導監督基準	調査事項	調査内容	評価事項	自主点検欄 ※該当ない項目は記載不要	根拠法令等 ※指導監督基準記載以外の根拠のみ掲載	判定区分	
						B	C
第7 健康管理・安全確保	6　感染症への対応	a　感染症にかかっていることがわかった乳幼児及び感染症の疑いがある乳幼児については、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示しているか。	・適切に対応しているか。	□ いる　□ いない		－	○
		b　再登園時には、かかりつけ医とのやりとりを記載した書面等の提出などについて、保護者の理解と協力を求めているか。	・治癒の判断をもっぱら保護者に委ねていないか。	□ いない　□ いる		○	－
		c　歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、一人一人のものが準備されているか。	・洗浄、洗濯等を行わないまま共用していないか。	□ いない　□ いる		○	－
	7　乳幼児突然死症候群に対する注意	a　睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察しているか。	・保育室に職員が常に在室しているなど、乳幼児突然死症候群に対する注意を払っているか。	□ いる　□ いない	（参考）検証報告書	－	○
			・午睡中の保育室の明るさが、乳幼児の顔色等の観察が困難なほど暗くないか。	□ 適　□ 不適		－	－
			・呼吸の状態等の観察が目視のみではなく、必要に応じ触れて確認しているか。	□ いる　□ いない		－	－
		b　乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせているか。	・乳幼児突然死症候群に対する注意が不足していないか。	□ いない　□ いる		－	○
		※　仰向け寝は、乳幼児突然死症候群のほか、窒息の防止の観点から有効であるが、医学上の理由から医師がうつぶせ寝を勧める場合もあるため、うつぶせ寝を行う場合は入所（利用開始）時に保護者に確認するなど、乳幼児突然死症候群に対する注意に努めること。	その他窒息リスク除去の状況	対策の有無			
			・やわらかい布団やぬいぐるみ等を使用しない	□ 有　□ 無	（参考）事故防止等ガイドライン	－	－
			・ヒモ、またはヒモ状のものを置かない	□ 有　□ 無		－	－
			・口の中に異物がないか確認する	□ 有　□ 無		－	－
			・ミルクや食べたもの等の嘔吐物がないか確認する	□ 有　□ 無		－	－
			・定期的に子どもの呼吸・体位、睡眠状態を確認する	□ 有　□ 無		－	－
			（参考）企業主導型保育事業　指導・監査評価基準（立入調査（施設運営）） 指導基準：8 児童にかかる関係書類 調査事項：(14)午睡時確認（乳幼児突然死症候群に対する注意） 調査内容：・睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状況をきめ細かく観察しているか。 評価事項：・確認チェックを行っていない年齢がある。 ・確認チェックが以下のとおり行われていない。（０歳児５分間隔、１歳児10分間隔、２歳以上児15分間隔）				
		c　保育室では禁煙を厳守しているか。	・保育室内で喫煙していないか。	□ いない　□ いる		－	○

指導監督基準	調査事項	調査内容	評価事項	自主点検欄 ※該当ない項目は記載不要	根拠法令等 ※指導監督基準記載以外の根拠のみ掲載	判定区分	
						B	C
第7　健康管理・安全確保	8　安全確保	a　施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い、乳幼児の安全の確保に配慮した保育が実施されているか。	・安全計画が策定されていない。	□ いる　□ いない		－	○
			・保育室だけでなく、乳幼児の出入りする場所には危険物防止に対する十分な配慮がされていない。	□ いる　□ いない		○	－
		b　職員に対し、安全計画について周知されているとともに、安全計画に定める研修及び訓練が定期的に実施されているか。	・職員に対し、安全計画について周知されていない。	□ いる　□ いない		－	○
			・安全計画に定める研修及び訓練が定期的に実施されていない。	□ いる　□ いない		－	○
		c　保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されているか。	・保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されていない。	□ いる　□ いない		－	○
		d　事故防止の観点から、その施設内の危険な場所、設備等に対して適切な安全管理を図っているか。	・施設内の危険な場所、設備等への囲障の設置があるか。	□ いる　□ いない		－	○
		e　プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にしているか。	・専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置しているか。	□ いる　□ いない		○	－
		事故を未然に防止するため、プール活動・水遊びに関わる職員に対して、子どものプール活動・水遊びの監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについて事前教育を十分に行っているか。	・プール活動・水遊びに関わる職員に対して、事前教育を十分に行っているか。 ・	□ いる　□ いない	（参考）事故防止等ガイドライン	－	－
		f　児童の食事に関する情報や当日の子どもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去すること、また、食物アレルギーのある子どもについては生活管理指導表等に基づいて対応しているか。	・誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去することや、食物アレルギーのある子どもに配慮した食事の提供を行っているか。	□ いる　□ いない		－	○
		食物アレルギーのある子どもに除去食、代替食を提供する際には、食事提供のプロセス（献立、調理、配膳、提供）において、人的エラーによる誤食が発生しないよう措置を講じているか。	・措置を講じているか。 ・	□ いる　□ いない	（参考）事故防止等ガイドライン	－	－

指導監督基準	調査事項	調査内容	評価事項	自主点検欄 ※該当ない項目は記載不要	根拠法令等 ※指導監督基準記載以外の根拠のみ掲載	判定区分	
						B	C
第7 健康管理・安全確保		g 窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、保育室内及び園庭内の点検を定期的に実施しているか。	・定期的な点検を行っているか。	□いる □いない		－	○
		h 不審者の立入防止などの対策や緊急時における乳幼児の安全を確保する体制を整備しているか。	・囲障があるが、施錠等が不十分な箇所はないか。			○	－
		i (a)児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しているか。	・点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在が確認されていない。	□いる □いない		－	○
		(b)児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の所在の見落としを防止するための装置を備え、これを用いて所在の確認を行っている。 **※令和６年度から必須となる見通し**	・ブザーその他の防止装置を備えていない。	□いる □いない		－	－
		j 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施しているか。	・定期的な訓練を実施しているか。	□いる □いない		－	○
		k 賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えているか。	・賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行うことができるよう備えているか。	□いる □いない		－	○
		l 事故発生時には速やかに当該事実を県に報告しているか。（死亡、意識不明、治療に要する期間が30日以上の重大事故があった場合に速やかに報告すること。） [提出先:県子育て支援課]	・重大事故が発生した場合、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（平成29年11月10日付け府子本第912号ほか通知）に基づく報告を行っているか。	□いる □いない □該当なし		－	○
			・事故が起きた場合の報告様式や連絡先等を職員に周知しているか。	□いる □いない	規則第49条の7の2第1項 府子本第912号ほか通知	－	－
			・報告先、連絡先、事故報告に係る書類を保存しているか。	□いる □いない		－	－
		m 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	・事故が発生した施設において、当該事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録しているか。	□いる □いない □該当なし		－	○

指導監督基準	調査事項	調査内容	評価事項	自主点検欄 ※該当ない項目は記載不要	根拠法令等 ※指導監督基準記載以外の根拠のみ掲載	判定区分	
						B	C
第7 健康管理・安全確保		n 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとっているか。	・死亡事故等の重大事故が発生した施設において、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとっているか。	□ いる □ いない □ 該当なし		－	○
		o 食中毒事案等が生じた場合は、速やかに県及び保健所に報告しているか。 ［提出先:県子育て支援課、保健所］	・食中毒事案等が生じた場合は、「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」（平成17年2月22日付け健発第0222002号ほか通知）に準じて、県に報告しているか。 また、併せて保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講じているか。	□ いる □ いない □ 該当なし	指導監督指針第2 2(1)① 健発第0222002号ほか通知	－	－
第8 利用者への情報提供	1 施設及びサービスに関する内容の掲示	以下の事項について、施設のサービスを利用しようとする者が見やすい場所に掲示されているか。 a 設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名 b 建物その他の設備の規模及び構造 c 施設の名称及び所在地 d 事業を開始した年月日 e 開所している時間 f 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のものの内容及びその理由 g 入所（利用）定員 h 保育士その他の職員の配置数又はその予定 i 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 j 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容 k 緊急時等における対応方法 l 非常災害対策 m 虐待の防止のための措置に関する事項 n 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）	・掲示しているか。 ・左記a～nの事項につき、掲示内容又は掲示の仕方が不十分ではないか。	□ いる □ いない □ 十分 □ 不十分		－ ○	○ －

指導監督基準	調査事項	調査内容	評価事項	自主点検欄 ※該当ない項目は記載不要	根拠法令等 ※指導監督基準記載以外の根拠のみ掲載	判定区分	
						B	C
第8 利用者への情報提供	2　サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付	以下の事項について、利用者に書面等による交付がなされているか。 a　設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地 b　当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 c　施設の名称及び所在地 d　施設の管理者の氏名及び住所 e　当該利用者に対し提供するサービスの内容 f　保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 g　提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容 h　利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先	・書面等により交付しているか。 ・左記a～hの事項につき、交付内容が不十分ではないか。	□いる　□いない □十分　□不十分		－ ○	○ －
	3　サービスの利用予定者から申し込みがあった場合の契約内容等の説明	a　当該サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について、適切に説明が行われているか。	・説明を行っているか。 ・説明はしているが、内容が不十分ではないか。	□いる　□いない □十分　□不十分		－ ○	○ －
	4　苦情処理体制及び管理	a　苦情処理体制を整備しているか。	・窓口や担当者を設置しているか。 ・苦情の内容やその後の対応について記録を作成・保存しているか。	□いる　□いない □いる　□いない	(参考) 児童福祉施設設備運営基準第14条の3 家庭的保育事業等設備運営基準第21条	－ －	－ －
第9 備える帳簿等	1　職員に関する帳簿等の整備	a　職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類（写）、採用年月日等が記載された帳簿等があるか。	・確認できる帳簿等を備えているか。 ・整備内容が不十分な点はないか。	□いる　□いない □ない　□ある		－ ○	○ －
		b　労働基準法等の他法令に基づき、各事業場ごとに備え付けが義務付けられている帳簿等があるか。 ・　労働者名簿（労働基準法第107条） ・　賃金台帳（労働基準法第108条） ・　雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存義務（労働基準法第109条）	・左記の帳簿等の整備状況が不十分なものはないか。	□ない　□ある		－	○
	2　在籍（利用）乳幼児に関する帳簿等の整備	a　在籍（利用）乳幼児及び保護者の氏名、乳幼児の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、乳幼児の在籍（利用）記録並びに契約内容等が確認できる帳簿等があるか。	・確認できる帳簿等を備えているか。 ・整備内容が不十分な点はないか。	□いる　□いない □ない　□ある		－ ○	○ －

指導監督基準	調査事項	調査内容	評価事項	自主点検欄 ※該当ない項目は記載不要	根拠法令等 ※指導監督基準記載以外の根拠のみ掲載	判定区分	
						B	C
第１０ その他	1　運営状況報告書の提出 [提出先:県子育て支援課] ※ 毎年10月1日時点の状況を10月31日までに知事に報告する。	a　認可外保育施設運営状況報告書が提出されているか。	・毎年提出しているか。	□ いる　□ いない	法59条の2の5第1項	－	－
	2　認可外保育施設内容変更届の提出 [提出先:県子育て支援課] ※ 変更届が必要な変更事由 ①施設の名称及び所在地 ②設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地 ③建物その他の設備の規模及び構造 ④施設の管理者の氏名及び住所	a　認可外保育施設内容変更届の提出は適切に行われているか。	・届出が必要な変更事由があった場合、認可外保育施設内容変更届を提出しているか。	□ いる　□ いない □ 該当なし	法第59条の2第2項	－	－
	3　長期滞在児の報告 [提出先:県子育て支援課] ※ 長期滞在児；施設に24時間かつ週のおおむね５日程度以上入所している児童	a　長期滞在児報告書の提出は適切に行われているか。	・長期滞在児がいる場合、長期滞在児報告書を提出しているか。	□ いる　□ いない □ 該当なし	指導監督指針第2 2(1)②	－	－

（別表１）

職　員　の　勤　務　状　況（１日に保育する乳幼児の数が６人以上の施設用）

（　　年　　月　　日 ～　　月　　日）

			日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
			曜日																															
保育に従事している者（保育に従事している管理者を含む）																																		
ア　有資格者（保育士、看護師・准看護師の資格を有する者）																																		
氏名	常勤・非常勤	専従・兼務	保有資格																															
勤務時間小計																																		
イ　ア以外の職員																																		
氏名	常勤・非常勤	専従・兼務	職種																															
勤務時間小計																																		
勤務時間計																																		
その他職員（調理員、事務員等、保育に従事しない者）																																		
氏名	常勤・非常勤	専従・兼務	職種																															
登所児童数			0歳																															
			1・2歳																															
			3歳																															
			4歳以上																															
			計																															
保育に従事する者の数及び資格			必要保育従事者数																															
			必要有資格者数																															

（注　1　職員の勤務状況については、立入調査実施日の属する月の前月又は前々月における、当該施設での実際の勤務時間数（8時間勤務→「8」を記入。休憩時間を除く。）を記載すること。

2　「ア　有資格者」（保育士・看護師・准看護師のみ）は保有資格及び氏名を記載すること。「イ　ア以外の職員」等については、職種（保育従事者等）及び氏名を記載すること。

3　登所児童数欄は、その日における一時預かりを含む利用児童数を記載すること。

4　1日に保育する乳幼児の数が6人以上19人以下の施設については、保育に従事する者が1人となる時間帯を最小限とすることや、安全面に配慮することにより、常時、2人以上の保育に従事する者を配置しないことができる。（ただし、他の職員を配置するなど、客観的な安全配慮体制が確認できない場合は原則適用しない。）

（別表2）

保　育　従　事　者　の　勤　務　状　況

時間帯による勤務の状況　　（　　年　月　日分）

氏　名	保有資格	時 0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
時間帯別 保育従事者実配置数																										
時間帯別 有資格者実配置数																										
時間帯別 登所児童数	0歳																									
	1・2歳																									
	3歳																									
	4歳以上																									
	計																									
時間帯別 保育従事者配置必要数																										
時間帯別 有資格者配置必要数																										
日　　課																										
業 務 内 容																										

（注）１　この表は、別表１で作成した4週間（または1か月）の勤務割当のうち、平日における最も平均的な時間割当日の勤務状況について記載すること。
　　２　「日課」及び「業務内容」欄は、実際の日課及び業務内容を簡潔に記載すること。

（別表３）

入　所　児　童　の　状　況

施設名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（　　年　　月　　日現在）

番号	児童氏名	満年齢	生年月日	利用日							保育時間 ※00:00～24:00で記載すること	居住市区町村	備　考
				月	火	水	木	金	土	日			
			年　　月　　日								：　～　：		
			年　　月　　日								：　～　：		
			年　　月　　日								：　～　：		
			年　　月　　日								：　～　：		
			年　　月　　日								：　～　：		
			年　　月　　日								：　～　：		
			年　　月　　日								：　～　：		
			年　　月　　日								：　～　：		
			年　　月　　日								：　～　：		
			年　　月　　日								：　～　：		
			年　　月　　日								：　～　：		
			年　　月　　日								：　～　：		
			年　　月　　日								：　～　：		
			年　　月　　日								：　～　：		
			年　　月　　日								：　～　：		
			年　　月　　日								：　～　：		
			年　　月　　日								：　～　：		
			年　　月　　日								：　～　：		
			年　　月　　日								：　～　：		

（注）　立入調査日の属する月（又はその前月）の月極め利用契約乳幼児について、年齢区分ごとに記載してください。

別記第3号様式

長　期　滞　在　児　報　告　書

年　　月　　日

千葉県知事　　様

所　在　地

施設の名称

施設の設置者

又は管理者

認可外保育施設指導監督実施要綱第6条第4項により、次のとおり報告します。

児童氏名		性別	男・女	生年月日	年　月　日生（　　歳）
保護者氏名		続柄		電話番号	
住所	（郵便番号）				
滞在期間	年　　月　　日から　　日間滞在中				
家庭の状況					
備考					

※家庭の状況欄は詳細に記入してください。